2　一定の非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）について、三歳に達するまでの子を養育するため、一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないことをすることができることとした。（第一九条第一項関係）

三　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

1　非常勤職員である国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける国家公務員（再任用短時間勤務職員以外の非常勤職員にあっては、第一一条第一項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書各号のいずれにも該当するものに限る。）について、介護休業をすることができることとした。（第六一条第三項関係）

2　1の介護休業の承認の請求を受けた農林水産大臣等は、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障があると認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならないこととすることとした。ただし、再任用短時間勤務職員以外の常時勤務することを要しない国家公務員のうち、休業をすることができないこととすることについて合理的な理由があると認められる者として厚生労働省令で定めるものに該当する者からの当該請求があった場合は、この限りでないこととすることとした。（第六一条第五項関係）

3　特定独立行政法人の職員及び地方公務員への準用について、必要な読替えを行うこととした。（第六一条第六項及び第七項関係）

四　この法律は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第六二号）（国会）

1　一定の常時勤務することを要しない国会職員（以下「非常勤職員」という。）について、子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で両議院の議長が協議して定める日まで育児休業をすることができるようにすることとした。（第三条第一項関係）

2　一定の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）について、三歳に達するまでの子を養育するため、一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないことができるようにすることとした。（第二〇条第一項関係）

3　この法律は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**地方交付税法等の一部を改正する法律**（法律第六三号）（総務省）

一　補正予算により増額された平成二二年度分の地方交付税について、当該額の一部を平成二三年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとした。（附則第二条関係）

二　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二二年法律第五号）の一部改正関係

平成二二年度分の地方交付税の額の算定に用いる雇用対策・地域資源活用臨時特例費の単位費用を改定することとした。（附則第三条関係）

三　地方交付税法の一部改正関係

平成二二年度に限り、地方公共団体が起こすことができることとされる臨時財政対策債について、平成二二年八月三一日までに決定された普通交付税の額の算定において基準財政需要額から控除された額の範囲内の額とすることとした。（附則第六条の二関係）

四　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**裁判所法の一部を改正する法律**（法律第六四号）（法務省）

1　平成二三年一〇月三一日までの間、暫定的に、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止し、司法修習生に対し給与を支給する制度とすることとした。（附則第四項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**放送法等の一部を改正する法律**（法律第六五号）（総務省）

一　放送法の一部改正関係

1　定義に関する事項（第二条関係）

㈠　放送の定義を、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法第二条第一号に規定する電気通信をいう。）の送信（他人の電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を用いて行われるものを含む。）とすることとした。

㈡　放送事業者の定義を、基幹放送事業者及び一般放送事業者とすることとした。

㈢　その他の定義規定の整備をすることとした。

2　放送番組の編集等に関する通則に関する事項（第一条及び第二条関係）

㈠　テレビジョン放送による基幹放送を行う放送事業者以外の放送事業者の放送番組審議機関を組織する委員の員数について、七人未満の員数以上とすることとした。

㈡　その他規定の整備をすることとした。

3　日本放送協会に関する事項（第一条及び第二条関係）

㈠　協会国際衛星放送の定義を、日本放送協会が外国において受信されることを目的として基幹放送をする無線局（以下「基幹放送局」という。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）とすることとした。

㈡　その他規定の整備をすることとした。

4　基幹放送に関する事項（第二条関係）

㈠　基幹放送の定義を、電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送とすることとした。

㈡　認定基幹放送事業者の定義を、基幹放送の業務を行うために総務大臣の認定を受けた者とすることとした。

㈢　特定地上基幹放送事業者の定義を、電波法の規定により自己の地上基幹放送（基幹放送であって、人工衛星の放送局を用いて行われるもの及び自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯して使用するための受信設備により受信されることを目的とするものを除く。）の業務に用いる放送局（以下「特定地上基幹放送局」という。）の免許を受けた者とすることとした。

㈣　基幹放送事業者の定義を、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者とすることとした。

㈤　基幹放送局提供事業者の定義を、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者であって、当該基幹放送局の無線設備及びその他の電気通信設備のうち総務省令で定めるものの総体（以下「基幹放送局設備」という。）を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するものとすることとした。

㈥　総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずることとすることとした。

㈦　基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、総務大臣の認定を受けなければならないこととすることとした。

㈧　基幹放送の業務の認定において、当該業務を行おうとする者が他の基幹放送事業者に対して支配関係を有する者に該当しないこと等、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されることが妨げられないと認められる場合でなければならないこととすること。この場合、「支配関係」とは、一の者が有する法人等の議決権の数の当該法人等の議決権の総数に占める割合が一〇分の一以上三分の一未満の範囲内の一定の割合を超える場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係等に該当する関係とすることとした。